

第148回東京都都市計画審議会提案事項概要

第148回東京都都市計画審議会（平成13年3月）付議予定案件

（平成13年1月）

都 市 計 画 局

No.20 東京都市計画 再開発地区計画		〔東京都決定〕	
名称	赤坂九丁目地区再開発地区計画	面積	約10.1ha
位置	港区赤坂六丁目、赤坂九丁目及び六本木四丁目各地内	摘要	決定
区域の整備及び開発に関する方針	再開発地区計画の目標	一体的な地区開発を進め、良好なオープンスペースを備えた快適な都市環境を創出し、定住人口の確保を図るとともに、業務・商業・文化・居住等の機能が融合した魅力ある複合市街地を形成する。	
	土地利用の基本方針	<p>都市基盤整備と連携し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、以下の事項を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の緑のネットワーク形成を図るため、まとまった規模のオープンスペースとそれらを連絡する歩行者ネットワークを整備し、安全で快適な都市環境を形成する。 2) 多様な居住ニーズを満たす都市型住宅を導入し、都心居住の回復に寄与する。 3) 業務・商業機能等を導入し、活力ある市街地の形成を図る。 4) 居住者、就業者及び来訪者相互の交流と地域住民の生活の質の向上をめざし、文化・交流機能を導入する。 5) 駐車場、防災用施設など地域環境の改善に資する公共・公益的機能を導入する。 	
	公共施設等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1) 道路等の整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ① 周辺交通の混雑緩和に寄与するため、外苑東通りと地区外周区道について拡幅整備する。 ② 開発に伴い発生する交通を円滑に処理するため、敷地内に幅員6m以上の通路を整備する。敷地内通路の配置、幅員及び延長の確保にあたっては、通過交通の排除及び周辺道路網への影響について十分配慮する。 2) 歩行者ネットワークの整備方針 <ol style="list-style-type: none"> ① 地区内のオープンスペースと建築物相互の間に回遊性を創出するため、施設相互を連絡する歩行者ネットワークを形成する。 ② 本地区の歩行者ネットワークの基軸となるよう地区外周部に歩行者専用道路を配置し、隣接地区との連絡等を円滑にする。 ③ 地下鉄駅の地上出入口部分を、まちの玄関口にふさわしい空間として整備する。 3) オープンスペースの整備方針 <p>檜町公園との連続性に十分留意し、街区内に約2.6haのオープンスペースを整備する。オープンスペースは、公共空地、歩行者専用道路、及び歩行者専用道路緩衝帯（歩行者専用道路脇の法面等となる部分）として整備し、地域住民の利用及び地域の防災性の向上等に寄与するよう配置、構成する。</p> 	
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1) 魅力ある都市景観の形成とゆとりある外部空間の創出をめざして、建築物の高層化を図るとともに、その周囲に空地を確保する。 2) 道路に沿ってゆとりある歩行者空間を創出するため、建築物の壁面の位置を制限する。 3) 円滑な交通処理をめざし、敷地内に整備する駐車場を一体化するなど、統合的な駐車場システムの実現を図る。 4) 建築物と地下鉄駅との連携を高め、地区の利便性の向上を図る。 5) 多様な施設が複合した都会的な都市空間の形成をめざし、地区全体で一体的な建築計画の実現を図る。 	

主要な公共施設の配置及び規模		種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		道 路	区画道路	10~15m	約480m		一部拡幅
		その他の公共空地	公共空地			約2.0ha	新 設
			歩行者専用道路	6m	約440m		新 設
			歩行者専用道路緩衝帯			約0.3ha	新 設
再 開 発 地 区 整 備 計 画	位 置	港区赤坂九丁目及び六本木四丁目各地内					
	面 積	約8.5ha					
	建築物等の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。					
	建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色をさけ、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 2) 屋外広告物は建築物と一体のもの、また歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ良好な都市景観の形成に寄与するものとする。					
理 由		土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、良好な都市環境を形成するため、再開発地区計画を定める。					